

記念歌「ひかりさすまち」踊ってみた動画 応募及び個人情報の取扱要領

1 応募要件

- (1) 応募にあたり撮影する動画（以下、「応募動画」という。）の応募者並びに出演する全ての者（出演者が未成年の場合はその保護者も含む）が、本要領の内容を理解し、応募についての同意を得ていること。
- (2) 応募動画の作成にあたっては、第三者の権利（著作権、商標権、肖像権他、関連する権利の一切を指す）を侵害しないこと（例：背景に個人が特定されるような映り込みは避ける、等）。万が一、応募動画に関して第三者から異議申し立てがあった場合は、応募者の責任で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (3) 応募は無料とする。ただし、応募に係る通信料等は応募者の負担とする。
- (4) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるものでないこと。
- (5) 他を誹謗、中傷又は排斥するものでないこと。
- (6) 宗教団体による布教推進を目的とするものでないこと。
- (7) その他公序良俗に反するもの又は法令に違反するもの等、不適切な内容・表現が含まれないものであること。
- (8) 市は応募動画を編集し、「踊ってみた動画」の完成版（以下「編集動画」という。）を公表するものとする。
- (9) 応募動画に本要領への違反が認められた場合、応募申込時に不実の情報が含まれる場合、その他市が不相当と判断した場合等は、編集動画に掲載できない場合がある。
- (10) 市及び市が許可した団体（市内団体等）が、応募者の許諾を要することなく、編集動画を市ホームページ、市公式 SNS 等での情報発信、テレビ放映、イベント等において使用する場合がある。
- (11) 編集動画の著作権は市に帰属する。
- (12) 応募者は市に対し、いかなる対価も請求しないものとする。
- (13) 応募動画の撮影に伴う事故やトラブルに関して、市は一切の責任を持たない。
- (14) 応募者は市に対し応募を完了した時点で、本要領の内容について了承したとみなすものとする。

2 個人情報

- (1) 編集動画を作成するにあたり、応募者の氏名、団体等を公表する場合があります。応募者は自身の氏名、団体等の公表を望まない場合、応募時に市に対し、その旨を申し出るものとする。